

保育施設整備に係る個別審査基準（合計100点）

1 施設の老朽化に係る審査基準（最大70点）

個別審査基準		評価基準	配点	得点
1	建物の経過年数	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物	30	30
		昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物かつ国が定める処分制限期間を10年以上超過している建築物		15
		昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物かつ国が定める処分制限期間を超過している建築物		10
2	耐震診断 (日本建築防災協会の診断基準に基づく診断)	Is値<0.3、またはIw値<0.7（震度6強の地震に対して倒壊可能性が高い）	20	20
		0.3≦Is値<0.6、または0.7≦Iw値<1.0（震度6強の地震に対して倒壊可能性がある）		10
3	厚生労働省「老朽民間児童福祉施設等の整備について」による老朽度調査における現存度（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、ブロック造）	35%以下	20	20
		42%以下		18
		49%以下		16
		56%以下		14
		63%以下		12
		70%以下		10
	厚生労働省「老朽民間児童福祉施設等の整備について」による老朽度調査における現存度（木造）	2,250点	20	20
		2,700点		18
		3,150点		16
		3,600点		14
		4,050点		12
		4,500点		10

2 保育サービスの拡大に係る審査基準（最大20点）

個別審査基準		評価基準	配点	得点
1	幼保連携型認定こども園への移行	整備に合わせて幼保連携型認定こども園への移行を実施	3	3
2	児童の安全確保に配慮した設計	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を1階に設置	6	6
		乳児室、ほふく室、遊戯室を1階に設置		3
3	利用定員数に対する保育室の面積 (0、1歳児の定員数と乳児室及びほふく室の面積、また2歳から5歳の定員数と保育室の面積（遊戯室を含まない）をそれぞれ比較する。)	保育室面積が両区分ともに、施設基準上の必要面積の140%以上	6	6
		保育室面積が両区分ともに、施設基準上の必要面積の120%以上		4
		保育室面積が両区分ともに、施設基準上の必要面積の100%以上		2
4	利用定員数に対する駐車台数	「利用定員÷20」台以上の駐車場を確保する計画	5	5
		「利用定員÷30」台以上の駐車場を確保する計画		3
		駐車場を確保する計画		1

3 補助の公平性に係る基準（最大10点）

個別審査基準		評価基準	配点	得点
1	近年の施設整備補助状況	同一法人で直近10年以内に盛岡市から施設整備に係る補助金を受けていないこと	10	10

※ 1～3の合算で複数の施設が同点になった場合、1～3号の利用定員数の合計が多い施設を優先して選定します。

※ 処分制限期間について

【参考】厚生労働省「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」

	構 造	処分制限期間	和暦	和暦+10年
※	鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）又は鉄筋コンクリート造（RC造）	47年	昭和52年	昭和42年
○	鉄骨造（S造）（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	34年	平成2年	昭和55年
	鉄骨造（S造）（骨格材の肉厚が3mmを超え、4mm以下のもの）	27年	平成9年	昭和62年
	鉄骨造（S造）（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	19年	平成17年	平成7年
○	ブロック造	38年	昭和61年	昭和51年
	木造	22年	平成14年	平成4年

旧耐震基準による加対象となる施設は昭和56年以前の建築であるが、昭和56年から今年度（令和6年）では43年が経過している。評価に当たり、処分制限期間超過と旧耐震基準の双方が当てはまる場合は、旧耐震基準の30点のみが適用となる。